

| | |
|----|------|
| 貯法 | 室温保存 |
|----|------|

| | |
|---------|----------------------|
| 承認指令書番号 | 農林水産省指令 28 動薬第 129 号 |
| 販売開始 | 2009年8月 |

使用前に必ず本書を読み、内容を理解したうえで使用してください。
また、本書を必要なときに参照できるように大切に保管してください。

動物用医薬品

チアンフェニコール系合成抗菌薬

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

劇 フロルフェニコール液2%「フジタ」

FLORFENICOL LIQUID, 2% 「FUJITA」

フロルフェニコールの抗菌作用はクロラムフェニコールと類似しており、効果は静菌的に働きます。胸膜肺炎は養豚現場に多大な損害を与える疾患ですが、フロルフェニコールはその原因菌であるアクチノバシラス・プルロニューモニエに対して強い抗菌力を示し、高い治療効果が望める有用性の高い薬剤です。

【成分及び分量】

本剤 1 mL 中

フロルフェニコール…………… 0.02 g

【効能又は効果】

有効菌種 アクチノバシラス・プルロニューモニエ

適応症 豚：胸膜肺炎

【用法及び用量】

1 日体重 1 kg 当たりフロルフェニコールとして下記の量を飲水に均一に混じて経口投与する。

豚：1 ～ 2 mg

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

豚：食用に供するためにと殺する前 3 日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・本剤を高濃度（10 倍未満）に希釈し、その希釈液を低温条件で保管した場合、主剤であるフロルフェニコールが析出することがある。このため、本剤の使用に際しては 10 倍以上の倍率で希釈し、その希釈液は凍結するような場所には保管しないこと。

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
 - ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
 - ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
 - ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
2. 使用に際して気を付けること
- (使用者に対する注意)
- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
 - ・本剤が誤って使用者等の眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
- (豚に関する注意)
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

火気厳禁 危険物第四類第三石油類・危険等級Ⅲ・水溶性

【有効期間】

24 カ月

【包装】

2 L

【製品情報お問い合わせ先】

フジタ製薬株式会社
〒193-0942 東京都八王子市櫛田町1211
電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造販売元



フジタ製薬株式会社

東京都八王子市櫛田町1211番地1
<http://www.fujita-pharm.co.jp>

FUJITA PHARM